

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
14	後期高齢者医療に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

本市は、後期高齢者医療に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

福井県越前市長

公表日

令和6年12月4日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	後期高齢者医療に関する事務
②事務の概要	<p>越前市は、高齢者の医療の確保に関する法律及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>①資格管理に関する申請及び届出の受理 ②被保険者証の引渡し及び返還の受付 ③医療給付に関する申請及び届出の受付並びに証明書の引渡し ④保険料の賦課徴収及び保険料に関する申請の受付</p> <p>※被保険者資格管理に必要な住民基本台帳を入手し、福井県後期高齢者医療広域連合(以下「広域連合」という。)に移転し、被保険者情報の移転を受ける。保険料賦課決定及び一部負担金判定に必要な所得・課税情報を入手し、広域連合に移転する。広域連合が決定した賦課情報を管理し、保険料期割通知書・納付書を被保険者に送付する。徴収した保険料の収納情報・滞納情報を管理し、広域連合へ移転する。また、被保険者からの各種証申請・給付支給申請の受付を行い、区役所等に設置された広域連合の端末に入力する事務を行う。</p>
③システムの名称	1. 後期高齢者医療システム 2. 後期高齢者医療広域連合電算処理システム 3. 宛名システム 4. 番号連携サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
後期高齢者医療特定個人情報ファイル、後期高齢者医療広域連合電算処理ファイル、宛名特定個人情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表85
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[実施する]</p> <p>1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>(情報照会の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 117の項</p> <p>(情報提供の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の第3欄が、「医療保険者又は後期高齢者医療広域連合」である項(2, 3, 6, 13, 27, 42, 48, 56, 65, 83, 87, 115, 125, 131, 137, 141, 158, 161, 164, 165, 166)</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	越前市市民福祉部窓口サービス課
②所属長の役職名	窓口サービス課長
6. 他の評価実施機関	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	越前市総務部人事・法制課 福井県越前市府中一丁目13-7 0778-22-3013
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	越前市市民福祉部窓口サービス課 福井県越前市府中一丁目13-7 0778-22-3002
9. 規則第9条第2項の適用 [<input type="checkbox"/>]適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年6月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年6月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [O]接続しない(入手) [O]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、複数人での確認を行っている。例えば次のような対策を講じている。 ・住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行っている。 ・申請者からマイナンバーが得られない場合にのみ行う住基ネット照会は、4情報又は住所を含む3情報による照会を原則としている。 これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

9. 監査	
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="checkbox"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[<input type="checkbox"/> 十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [<input type="checkbox"/>] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[<input type="checkbox"/> 十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	越前市特定個人情報取扱マニュアルに則り、漏えい・滅失・毀損を防ぐための安全管理措置を講じている。 ・特定個人情報の記載された申請書等については、施錠できる書庫に保管している。 ・特定個人情報が記録された書類等を廃棄する場合は、廃棄した記録を保存している。 これらの対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年9月14日	Ⅱ 1. 対象人数、3. 取扱者数	平成27年9月1日時点	平成28年9月1日時点	事後	時点日の変更であり、重要な変更には該当しない。
平成29年4月1日	I 5 ② 所属長	保険年金課長 渡辺 亜由美	保険年金課長 出淵 外貴子	事後	所属長の変更であり、重要な変更には該当しない。
平成29年9月1日	Ⅱ 1. 対象人数、3. 取扱者数	平成28年9月1日時点	平成29年9月1日時点	事後	時点日の変更であり、重要な変更には該当しない。
平成30年4月1日	I 5 ② 所属長	保険年金課長 出淵 外貴子	保険年金課長 真柄 文子	事後	所属長の変更であり、重要な変更には該当しない。
平成30年5月21日	I 5 ② 所属長の役職名	保険年金課長 真柄 文子	保険年金課長	事後	様式の改正による変更であり、重要な変更には該当しない。
平成30年7月2日	Ⅱ 1. 対象人数、2. 取扱者数	平成29年9月1日時点	平成30年7月2日時点	事後	時点日の変更であり、重要な変更には該当しない。
令和1年5月15日	Ⅱ 1. 対象人数、3. 取扱者数	平成30年7月2日時点	令和元年年5月1日時点	事後	時点日の変更であり、重要な変更には該当しない。
令和1年5月31日	Ⅳ リスク対策	なし	記載事項「Ⅳ リスク対策」の追加	事後	様式の改正による変更であり、変更期日が令和元年7月
令和2年6月1日	Ⅱ 1. 対象人数、3. 取扱者数	令和元年5月1日時点	令和2年6月1日時点	事後	時点日の変更であり、重要な変更には該当しない。
令和3年6月1日	Ⅱ 1. 対象人数、3. 取扱者数	令和2年6月1日時点	令和3年6月1日時点	事後	時点日の変更であり、重要な変更には該当しない。
令和4年3月9日	I 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	①実施の有無 実施しない ②法令上の根拠	①実施の有無 実施する ②法令上の根拠 (情報照会及び情報提供の	事後	
令和4年8月18日	Ⅱ 1. 対象人数、3. 取扱者数	令和3年6月1日時点	令和4年6月1日時点	事後	時点日の変更であり、重要な変更には該当しない。
令和5年8月10日	I 5 ① 部署名	越前市市民福祉部保険年金課	越前市市民福祉部窓口サービス課	事後	機構改革による部署名の変更であり重要な変更には該当しない
令和5年8月10日	I 5 ② 所属長の役職	保険年金課長	窓口サービス課長	事後	機構改革による部署名の変更であり重要な変更には該当しない
令和5年8月10日	I 8 連絡先	越前市市民福祉部保険年金課 福井県越前市府中一丁目13-7	越前市市民福祉部窓口サービス課 福井県越前市府中一丁目13-7	事後	機構改革による部署名の変更であり重要な変更には該当しない
令和5年8月10日	Ⅱ 1. 対象人数、3. 取扱者数	令和4年6月1日時点	令和5年6月1日時点	事後	時点日の変更であり、重要な変更には該当しない。
令和5年8月10日	I 7 請求先	越前市市民福祉部窓口サービス課 福井県越前市府中一丁目13-7	越前市総務部人事・法制課 福井県越前市府中一丁目13-7	事後	担当部署の変更であり、重要な変更には該当しない。
令和6年8月15日	I 3. 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 59の項	番号法第9条第1項 別表85	事後	番号法改正に伴う変更であり、重要な変更には該当しない
令和6年8月15日	I 4. ② 法令上の根拠	(情報照会及び情報提供の根拠) 番号法第19条第8号 別表第二 80,82,83の項	(情報照会の根拠) 番号法第19条第8号 別表85	事後	番号法改正に伴う変更であり、重要な変更には該当しない
令和6年8月15日	Ⅱ 1. 対象人数、3. 取扱者数	令和5年6月1日時点	令和6年6月1日時点	事後	時点日の変更であり、重要な変更には該当しない。
令和6年11月15日	Ⅳ リスク対策 8. 人手を介在させる作業、11もつとも優先度が高いと考えられる対策		(項目追加)	事後	様式の改正による変更であり、重要な変更には該当しない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年11月15日	I 4②法令上の根拠	(情報照会の根拠) 番号法第19条第8号 別表85 (情報提供の根拠) 番号法第22条	(情報照会の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 117の項 (情報提供の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の第3欄が、「医療保険者又は後期高齢者医療広域連合」である項(2, 3, 6, 13, 27, 42, 48, 56, 65, 83, 87, 115, 125, 131, 137, 141, 158, 161, 164, 165, 166)	事後	時点日の変更であり、重要な変更には該当しない